

医療法人生長会
訪問リハビリテーション
〔介護予防訪問リハビリテーション〕
事業運営規程

（事業の目的）

第 1 条

医療法人 生長会が実施する訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保することを目的とする。

（訪問リハビリテーション運営の方針）

第 2 条

- 1 訪問リハビリテーションの提供にあつては、要介護（要支援）状態の利用者に、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより心身の維持回復を図る。
- 2 利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った訪問リハビリテーション事業の実施に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあつては、市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 5 「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年 1 月 1 日大阪府条例第 115 号）に定める内容を遵守し、訪問リハビリテーション事業を実施するものとする。

（介護予防訪問リハビリテーション運営の方針）

第 3 条

- 1 訪問リハビリテーション事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 訪問リハビリテーション事業の実施にあつては、利用者ができる限り要介護状態にならず、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

- 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年11月1日大阪府条例第116号）に定める内容を遵守し、訪問リハビリテーション事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第4条

訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供にあたっては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第5条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 医療法人 生長会 阪南市民病院
- （2）所在地 大阪府阪南市下出15番

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第6条

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- （1）医師 3名（常勤2名）

医師は、訪問リハビリテーション計画〔介護予防訪問リハビリテーション計画〕の作成にあたり、利用者の診療を行う。

- （2）理学療法士 2名（常勤 2名、非常勤 0名）うち7年目以上のスタッフ2名
- （3）作業療法士 3名（常勤 3名、非常勤 0名）うち7年目以上のスタッフ2名
- （4）言語聴覚士 1名（常勤 1名、非常勤 0名）うち7年目以上のスタッフ1名

理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士は医師の指示及び訪問リハビリテーション計画〔介護予防訪問リハビリテーション計画〕に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 8 時 45 分から 17 時 15 分までとする。
- (3) サービス提供時間 9 時から 17 時までとする。
- (4) 上記の営業日、営業時間は電話等により連絡が可能な体制とする。

(訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕の内容)

第 8 条

訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕は、医学的管理を計画的に行っている主治医の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕計画書を作成する。

また、訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕計画作成にあたり療養上必要な事項について利用者またはその家族に対し、指導や説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

(訪問リハビリテーションの利用料等)

第 9 条

- 1 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号)によるものとする。
- 2 介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年 3 月 14 日厚生省告示第 127 号)によるものとする。
- 3 前 2 項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 4 訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、阪南市、泉南市の区域とする。

(衛生管理等)

第 11 条 理学療法士、作業療法士等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条

- 1 訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に内容を報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第13条

- 1 訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕に関し、法第23条の規定により市町村から文書の提出若しくは提示の求められた場合や、当該市町村の職員からの質問や照会依頼に速やかに応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者

(利用者の家族等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条

1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

4 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人生長会が定めるものとする。

附 則

この規程は、2023年12月1日から施行する。